

西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付要綱に関する整備基準

項 目	整 備 内 容
通 路	道路から出入口に至る通路で、車いすで建物へ入るための段差解消の工事
	(1) 通路の幅は、120 c m以上とする。
	(2) 段差を設けないこと。ただし、(5) に定める構造の傾斜路を設けている場合は、この限りでない。
	(3) 通路及び傾斜路の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
	(4) 通路面には、原則として排水溝などを設けない。やむを得ず設ける場合は、溝ふたを設け、仕上げ、穴の大きさ等は車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
	(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とする。 イ 傾斜路の幅は、内のり140 c m以上とし、やむを得ない場合は120 c m以上とすることができる。階段を併設する場合は、傾斜路の幅を90 c m以上とする。 ロ こう配は、原則として、12分の1以下とする。 ハ こう配が12分の1を超え、又は高さが16 c mを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、原則として手すりを設けること。
出入口	車いすで小規模店舗等を使用する者等が、安全かつ円滑に出入りするための段差解消、引き戸、自動ドア等の出入口の工事
	(1) 有効幅は、80 c m以上とする。
	(2) 出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。
	(3) 車いすの通過に支障となる段差は、設けないこと。ただし、施設の形状や構造上段差解消が困難な場合は、手すり等を設置すること。
	(4) 床面は、水平面を確保すること。
便 所	車いすで小規模店舗等を使用する者等が利用することができ、高齢者又は障害者にとっても利用しやすい便所の工事
	(1) 腰かけ便座、手すり等が適切に配置されていること。
	(2) 便所の内部は、原則として内のり200 c m×200 c m以上とし、やむを得ない場合は、車いす使用者が最低限利用することができる空間（側方進入とする形状の場合は内のり120 c m×220 c m以上、直進進入とする形状の場合は内のり100 c m×180 c m以上）とする。
	(3) 直接地上へ通ずる出入口と当該便所の出入口を結ぶ経路は、車いすでの通行が可能であること。
	(4) 出入口の有効幅は、80 c m以上とする。
	(5) 内開き戸は、事故防止のため避けること。